

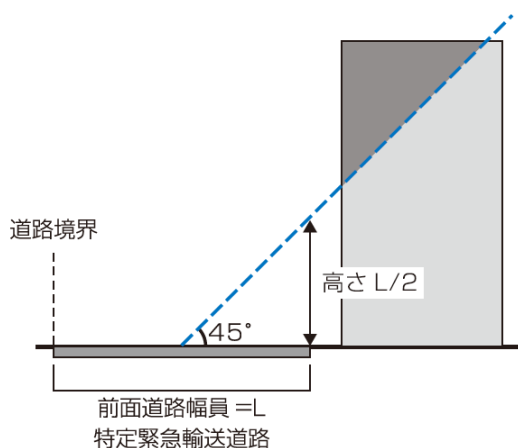
## 要安全確認計画記載建築物（特定緊急輸送道路沿道建築物）の要件等

### 対象建築物

東京都が指定した特定緊急輸送道路沿道の建築物で以下のいずれにも該当するもの

- ① 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ② 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く（旧耐震基準）
- ③ 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離（道路幅が12m以下の場合は6m）を加えたものに相当する高さの建築物

前面道路の幅が12mを超える場合



前面道路の幅が12m以下の場合

